

長野県野生鳥獣被害対策本部設置要綱（案）

平成19年(2007年)11月21日

平成20年(2007年)4月24日

平成22年(2010年)4月1日

平成23年(2011年)4月1日

平成26年(2014年)7月10日

平成27年(2015年)2月17日

平成29年(2017年)7月11日

平成31年(2019年)3月11日

改正 令和2年(2020年)7月 日

（設 置）

第1条 野生鳥獣による人身被害の回避や農林業被害等の軽減を図るため、長野県野生鳥獣被害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部は、県の行う野生鳥獣被害対策に関する施策について、総合的な調整及び効果的な推進に関する事務をつかさどる。

（組 織）

第3条 本部に、本部長、副本部長、本部委員、本部会議、及び幹事会を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部委員をもって構成する。

3 本部長は、副知事の担当事務に関する規程（平成18年長野県訓令第9号）第1条の規程により林務部に関することを担当事務とする副知事、副本部長は林務部長をもってあてる。

4 本部委員は、健康福祉部、環境部、産業労働部、観光部、農政部、建設部、教育委員会及び警察本部生活安全部の担当課長等をもってあてる。

5 幹事会の幹事長及び幹事は、本部長が指名する者をもってあてる。

（職 務）

第4条 本部長は、事務を総理する。

2 本部委員は、部務の執行にあたる。

3 幹事会は、本部長の命を受け、本部会議の開催に必要な事務にあたる。

（事務局）

第5条 事務局は、林務部森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室に置く。

2 事務局に事務局長を置き、鳥獣対策・ジビエ振興室長をもってあてる。

（対策チーム）

第6条 第2条に規定する事務の円滑な実施を図るため、地域振興局ごとに野生鳥獣被害対策チーム（以下「対策チーム」という。）を置く。

2 対策チームの構成は、地域振興局関係各課、~~農業改良普及センター~~及び農業農村支援センター、保健福祉事務所等必要に応じ関係機関を持ってあてる。

3 鳥獣対策専門員は対策チーム内の連絡調整・取りまとめや市町村等関係機関との渉外等を行う。

4 対策チームは、野生鳥獣被害の相談窓口を設置し、総合的な被害防除の支援にあたる。

（支援チーム）

第7条 被害防除の効果的な実施を図るため、本部に野生鳥獣被害支援チーム（以下「支援チー

ム』という。)を置く。

- 2 支援チームの構成は、県関係試験研究機関及び大学、NPOの専門家をもってあてる。
- 3 支援チームは、被害地域の総合的な被害対策の効果的な実施について、専門的な見地から助言、指導及び有効な対策の普及にあたる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部、対策チーム及び支援チームの組織、運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。